

- 国の原子力災害対策指針の改正(R7.10)等を踏まえ、石川県地域防災計画について、所要の改定を行う。

● 屋内退避の運用

※屋内退避 … 放射性物質の放出の恐れが高くなった際、UPZ（発電所から5～30キロ圏内）では、放出時の被ばくの低減を図るため、屋内に留まる

- 屋内退避の継続可否を判断するタイミングの目安
 - ・ 屋内退避実施後3日目を目安としてそれ以降日々行うこととする
- 屋内退避中の一時的な外出
 - ・ 生活を維持する上で最低限必要な範囲で、住民等の一時的な外出や、住民の生活を支える民間事業者等の活動は実施可能
- 屋内退避の解除
 - ・ 新たなプルームが到来する可能性がなく、かつ、既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば解除

※プルーム … 放射性物質を含む空気のかたまり

● 原子力災害医療拠点病院等の指定要件に関する見直し

- 指定又は登録を受けた医療機関等が要件に該当することを確認する頻度について、「おおむね3年」を「おおむね5年」に改正